



宮 崎 県 公 報

平成23年10月13日 (木曜日) 第 2328 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 道路の区域の変更 (2件) (道路保全課) 1
- 道路の供用の開始 (2件) (") 1

頁

- 急傾斜地崩壊危険区域の指定..... (砂防課) 2
- 公有水面埋立ての出願の要領 (2件) (港湾課) 2

公 告

- 大規模小売店舗の変更に係る届出に対する市町村の意見 (2件) (商業支援課) 3

告 示

宮崎県告示第 847号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年10月13日から平成23年10月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年10月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
209	県道	上長川日之影線	西臼杵郡日之影町大字岩井川字早稲藪2877番4地先から同郡同町同大字同字2874番6地先まで	旧	4.0 ~ 9.0	101.0
				新	4.0 ~ 22.8	101.0

宮崎県告示第 848号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年10月13日から平成23年10月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年10月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
414	県道	有水高原線	西諸県郡高原町大字後川内字温水	旧	11.2 ~ 14.8	94.6

		4165番1地先から同郡同町同大字同字4177番1地先まで	新	17.7 ~ 38.6	94.6
--	--	-------------------------------	---	-------------	------

宮崎県告示第 849号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年10月13日から平成23年10月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年10月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
209	県道	上長川日之影線	西臼杵郡日之影町大字岩井川字早稲藪2877番4地先から同郡同町同大字同字2874番6地先まで	平成23年10月13日

宮崎県告示第 850号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年10月13日から平成23年10月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年10月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
414	県道	有水高原線	西諸県郡高 原町大字後 川内字温水 4165番1地 先から同郡 同町同大字 同字4177番 1地先まで	平成23年10月13日

宮崎県告示第 851号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成23年10月13日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 八反田地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から23号までを順次結んだ線及び標柱1号と23号を結んだ線により囲まれた土地の区域（平成5年宮崎県告示第233号で指定した第9号に掲げる土地を除く）

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	宮崎市高岡町上倉永字八反田 348-1
2	〃 〃 〃 〃 344-2
3	〃 〃 〃 〃 344-1
4	〃 〃 〃 〃 344-1
5	〃 〃 〃 〃 341-1
6	〃 〃 〃 〃 339
7	〃 〃 〃 字井手山53-1
8	〃 〃 〃 〃 53-3
9	〃 〃 〃 〃 53-2
10	〃 〃 〃 〃 51-1
11	〃 〃 〃 〃 51
12	〃 〃 〃 〃 48-4
13	〃 〃 〃 〃 50-2
14	〃 〃 〃 〃 50-5
15	〃 〃 〃 〃 51-4
16	〃 〃 〃 〃 59-4
17	〃 〃 〃 〃 57-1
18	〃 〃 〃 〃 55-1
19	〃 〃 〃 字八反田 334-2
20	〃 〃 〃 〃 340
21	〃 〃 〃 〃 346
22	〃 〃 〃 〃 344-2
23	〃 〃 〃 〃 344-2

宮崎県告示第 852号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての免許の出願があった。

なお、関係書類は、平成23年10月13日から、3週間、宮崎県県土整備部港湾課及び北部港湾事務所において公衆の縦覧に供する。

平成23年10月13日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 出願の日

平成23年9月22日

2 出願人の名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所

宮崎県
宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号
宮崎県知事 河野 俊嗣
宮崎県宮崎市下北方町横小路5928番21

3 埋立区域

(1) 位置

宮崎県日向市竹島町2番1及び4番の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と④の地点を結ぶ昭和56年7月10日付け宮崎県シレイ 283-290で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L.+2.30mより決定）により囲まれた区域。

地点	地 点 の 位 置
①の地点	竹島四島三角点（北緯32度26分53秒7049、東経 131度39分52秒4336）から 163度43分54秒565.54mの地点
②の地点	①の地点から 132度57分23秒 34.10mの地点
③の地点	②の地点から 222度57分23秒 260.00mの地点
④の地点	③の地点から 312度57分23秒 34.10mの地点

(3) 面積

8,866.00㎡

4 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位置

宮崎県日向市竹島町2番1、4番、1番78及び1番72の地内並びに同町2番4、2番1、4番、1番78及び1番72の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び④の地点と①の地点を結んだ線により囲まれた区域。

地点	地 点 の 位 置
④の地点	竹島四島三角点（北緯32度26分53秒7049、東経 131度39分52秒4336）から 149度57分18秒476.73mの地点
①の地点	④の地点から 132度57分23秒 234.10mの地点
②の地点	①の地点から 222度57分23秒 560.00mの地点
③の地点	②の地点から 312度57分23秒 234.10mの地点

(3) 面積

131,096.00㎡

5 埋立地の用途

ふ頭用地

宮崎県告示第 853号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての承認の出願があった。

なお、関係書類は、平成23年10月13日から、3週間、宮崎県県土整備部港湾課及び北部港湾事務所において公衆の縦覧に供する。

平成23年10月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 出願の日
平成23年9月22日
- 出願人の名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所
国土交通省九州地方整備局
福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号
国土交通省九州地方整備局長 中嶋 章雅
福岡県福岡市中央区唐人町3丁目4番20号
- 埋立区域
 - 位置
宮崎県日向市竹島町2番1及び4番の地先公有水面
 - 区域
次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と④の地点を結んだ線により囲まれた区域。

地点	地点の位置		
①の地点	竹島四島三角点（北緯32度26分53秒7049、東経 131度39分52秒4336）から 162度04分52秒594.56mの地点		
②の地点	①の地点から	132度57分23秒	19.80mの地点
③の地点	②の地点から	222度57分23秒	260.00mの地点
④の地点	③の地点から	312度57分23秒	19.80mの地点

- 面積
5,148.00㎡
- 埋立に関する工事の施行区域
 - 位置
宮崎県日向市竹島町2番4、2番1、4番、1番78及び1番72の地先公有水面
 - 区域
次の各地点を順次に結んだ線及び㉑の地点と㉒の地点を結んだ線により囲まれた区域。

地点	地点の位置		
㉑の地点	竹島四島三角点（北緯32度26分53秒7049、東経 131度39分52秒4336）から 148度42分00秒513.66mの地点		
㉒の地点	㉑の地点から	132度57分23秒	195.00mの地点
㉓の地点	㉒の地点から	222度57分23秒	560.00mの地点
㉔の地点	㉓の地点から	312度57分23秒	195.00mの地点

- 面積
109,200.00㎡
- 埋立地の用途

ふ頭用地

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年10月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ南延岡店・ダイソー南延岡店
延岡市構口町二丁目 204番地 1 外
- 意見の概要
特になし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
 - 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - 期間
平成23年10月13日から平成24年2月13日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年10月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ南延岡店・ダイソー南延岡店
延岡市構口町二丁目 204番地 1 外
- 意見の概要
意見を有しない
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
 - 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - 期間
平成23年10月13日から平成24年2月13日まで

--	--